

静岡県告示第803号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和7年12月23日

静岡県知事 鈴木康友

1 区域の名称

南崩沢No.2 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番	
				次に掲げる地番の土地に存する標柱 11号から27号までを順次結んだ線、昭 和59年7月31日静岡県告示第681号で指 定した標柱5号と11号、同告示で指 定した標柱6号と27号を結んだ線及び同 告示で指定した標柱5号と6号を結 んだ線に囲まれた土地の区域。	
静岡市	葵区	南	崩沢	2375-1	11号
		〃	〃	2374-1	12号
		〃	〃	2372-1	13号
		〃	〃	2372-1	14号
		〃	〃	2375-1	15号
		〃	〃	2375-1	16号
		〃	〃	2375-1	17号
		〃	〃	2375-1	18号
		〃	〃	2375-1	19号
		〃	〃	2375-1	20号
		〃	〃	2375-1	21号
		〃	〃	2375-1	22号
		〃	〃	2375-1	23号
		〃	〃	2375-1	24号
		〃	〃	2375-1	25号
		〃	〃	2375-1	26号
		〃	〃	2375-1	27号